

パブリック・コメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
1	E	切土の場合は盛土規制法の規制対象となるか。面積によって林地開発申請の対象となるか。	盛土だけでなく、規制区域内で一定規模以上の切土を行う場合も、盛土規制法の許可や届出が必要となります。規制対象となるかについては、県HPに記載しておりますのでご確認ください。また、森林法第5条に基づく地域森林計画の区域内であれば、一定規模以上（太陽光発電設備の設置の場合は0.5haを超えるもの、又は、それ以外の場合は1.0haを超えるもの）の開発を行う場合、林地開発許可申請が必要となる場合があります。 ※詳しくは県HPに記載しております「佐賀県林地開発許可の手引き【令和7年4月】第2節第3項」を参照
2	E	特定盛土等規制区域に指定した場合の土地所有者から見た場合のメリット・デメリットは。	宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）は、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、盛土等による災害から国民の生命・身体を守ることを目的とした法律です。
3	E	規制区域に指定された場合、土地の評価が落ちることはないのか。	法律の目的を達成するために、規制区域内において一定規模以上の盛土等を新たに行う場合、許可等が必要となりますが、開発を妨げるものではありません。 規制区域に指定された場合の土地の評価については、一概には申し上げることはできません。
4			
5			

※反映区分

- 「 A 」 計画等と同趣旨のもの
- 「 B 」 計画等の修正を行ったもの
- 「 C 」 計画等の推進の段階で検討するもの
- 「 D 」 計画等の修正が困難なもの
- 「 E 」 計画等に関する感想や質問であるもの